

0歳児から2歳児クラスの第2子以降の保育料の請求手続きについて

盛岡市が実施する0歳児から2歳児クラスの第2子以降の保育料の助成について、助成金の請求手続きをご案内します。

1 保育の必要性の事由(助成を受けられる期間)について

保育料の助成は、世帯の第2子以降であることなどの要件とともに、保護者のいずれもが保育の必要性を有する世帯であることが要件となります。

保育の必要性の事由に応じて、助成を受けられる期間に定めがあります。概要は次のとおりです。

事由	保護者(父・母)の状況	助成を受けられる期間	添付が必要となる書類
就労	外勤、自営、農業など、居宅外で労働している 又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をしていることを常態としていること。(月48時間以上。)	就業している期間	事由によって ご用意いただく 書類が異なります。 詳しくは 支給申請書兼 請求書の裏面 でご案内していま す。 就労証明書等は、 市の指定様式 でご用意ください。
妊娠 出産	妊娠中であるか、又は出産後、間がないこと。 (出産予定日の産前8週、産後8週。)	出産予定日の8週前の日が属 する月の初日から、8週後の 日が属する月の末日まで	
疾病 障がい	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、若し くは身体に障がいを有していること。	疾病、障がいの期間 (診断書に記載される治療見 込期間など)	
介護 看護	長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神 若しくは身体に障がいを有する親族を常時介 護していること。	介護、看護が必要な期間	
災害 復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあた っていること。	災害の復旧に当たっている期 間	
求職 活動	求職活動をしていること。	求職活動を始めた日から、90 日を経過した日が属する月の 末日まで	
就学	就学していること。(専門学校・職業訓練校な どに月48時間以上通っている場合も含む。)	就学している期間 (卒業予定日まで)	
育休中 継続 利用	育児休業を取得する際に、すでに認可外保育施 設を利用している子どもがいて継続利用する 必要があること。	育児休業の対象となる下の子 どもが1歳に達する日の前日 まで	
その他	虐待やDVのおそれがあること(家庭相談員と の関わりが必要。)	必要と認められる期間	
	市長が認める前各号に類する状態にあること。	必要と認められる期間	

保護者の方の保育の必要性の事由について確認いただき、
裏面の案内に沿って
支給申請と請求の**手続き**をお願いします。

手続きに関する最新の
情報や、様式、記載例
はこちらから。
(市公式ホームページ)



2 請求手続きについて

令和6年1月から3月分の保育料について、支給申請と請求を受け付けます。次の書類を市子育てあんしん課へ提出してください。

提出書類	配布先
① 0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料支給申請書兼請求書(枠が赤色)	確認結果のお知らせに同封 又は市公式ホームページ
② 0歳児から2歳児クラスの第2子以降保育料の請求額計算シート (支給申請書兼請求書の別紙)	確認結果のお知らせに同封 又は市公式ホームページ
③ 令和6年1月から3月分の保育料の領収証(原本)	ご利用の施設から 発行されます
④ 就労証明書などの両親分の保育の必要性の事由を証明する書類 令和6年1月から3月の状況が確認できるものがが必要です。(該当者のみ) <u>就労証明書、診断書は市の指定様式</u>	指定様式は、確認結果のお知らせに同封 又は市公式ホームページ

3 請求書類の提出について

- ・盛岡市役所子育てあんしん課あて、郵送又は持参により、ご提出ください。
- ・ご利用の施設で取りまとめを行っている場合は、施設から示される期日までに施設へ提出してください。
(施設の提出期限を過ぎた場合は、盛岡市役所子育てあんしん課へご提出ください。)

市あて 提出期限	<p>令和6年4月23日(火)</p> <p>※ <u>本期日をもって令和5年度利用分の請求受付は終了となります。</u> 前期分も含めて、請求漏れが無いよう御対応をお願いします。</p> <p>※ 期日までの書類一式の準備が難しい場合は、先に「支給申請書兼請求書」のみを4月23日(火)までに提出してください。</p>
	<p>「支給申請書兼請求書」を提出後、不足書類(領収証や就労証明書等)については、5月10日(金)までに、追加提出してください。</p> <p>※ 4月23日(火)までに「支給申請書兼請求書」の事前提出が無かった方については、請求できません。</p>
窓口 郵送先	<p>盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室</p> <p>〒020-0884 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 電話:019-626-7553(直通)</p> <p>開設時間は 平日:8時30分から17時30分</p>
窓口で作成する場合 にお持ちいただくもの	◆提出書類(支給申請書兼請求書は未記入のままでも構いません。)

4 請求書類の訂正について

ご提出いただいた請求書類に不備(記入漏れ、添付書類の不足、計算誤り等)があった場合は、お手紙又はお電話(019-626-7553)により、ご連絡する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

5 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室
〒020-0884 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 電話:019-626-7553(直通)